

令和7年度 豊田市立美山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめとは、児童等に対して、学校に在籍している児童が、他の児童から心理的、物理的に心身の苦痛を受ける行為を言い、人権の尊重に照らして、いじめは人間として絶対に許されない行為である。いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

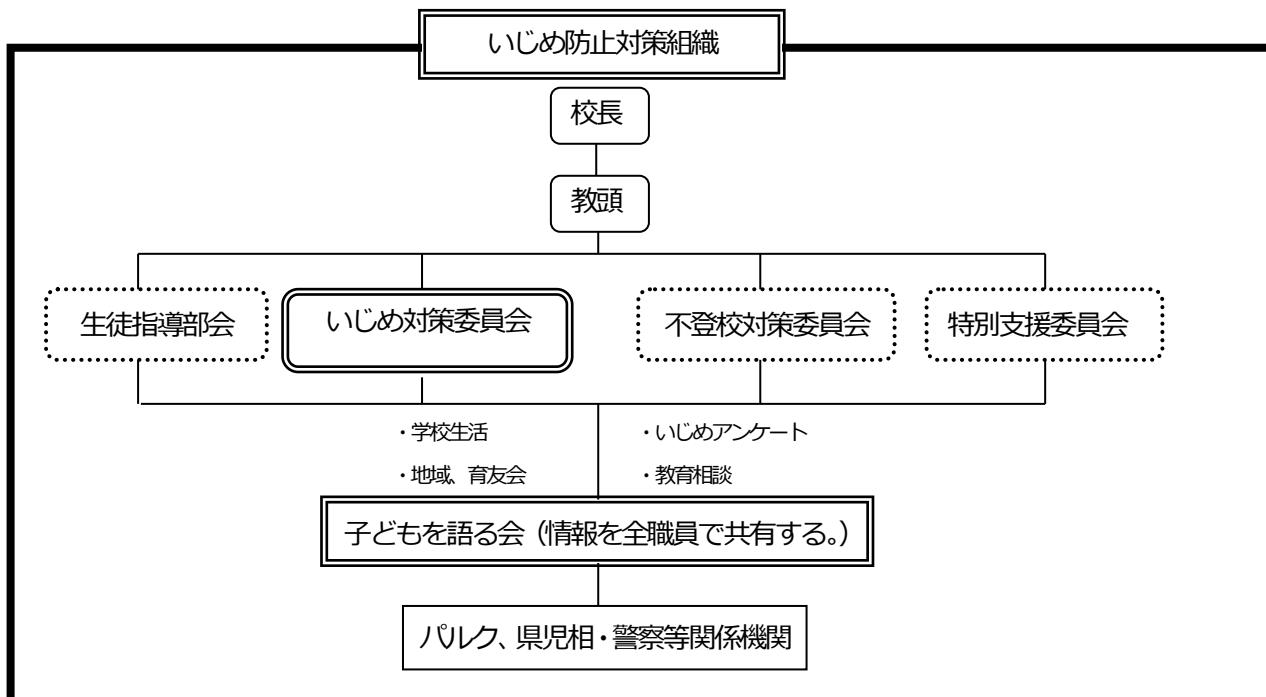
これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人ととの信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

こうした中で、児童が授業や学級の活動、学校行事、なかよし活動（異年齢集団活動）等、学校教育全般や美山賞への取組等において自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できるよう魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事・学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、教育相談コーディネーターで構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等を加える。



(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・「学校いじめ防止基本方針」を使って、いじめの発生時における学校の対応を保護者や児童に説明する。
 - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・「学校いじめ防止基本方針」や年間計画の作成・周知を教職員に図り、年間を通じて、実行・検証・修正を行う。また、いじめや生徒指導上の諸問題に関する校内研修を企画し、実行する。
 - ・いじめアンケートや教育相談の結果の分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。

- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価の結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・必要に応じて、指導・支援の方針と結果について「いじめ早期相談票」を作成し、教育委員会へ提出する。
 - ・いじめ解決の判断をする。
 - ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
 - ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
 - ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パリクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
 - ・パリクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。
 - ・問題が解決したと判断した場合も、その後も保護者や児童から情報を得るとともに、児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。いじめの解消は、いじめが止まって少なくとも3か月を目安とする。

（2）「いじめ対策委員会」の構成員・開催時期

- ア 構成員は、校長、教頭、教務主任、校務主任、教育相談主任、教育相談コーディネーター、生徒指導主任、学年主任、養護教諭とする。必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える。

（3）「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

（4）「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、年3回定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。

- イ いじめ対策委員会の後に、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりや運動会・学習発表会等の学校行事、なかよし活動（異年齢集団活動）や委員会活動通学団活動等の人から認められる活動を進め、自己有用感の育成を図る。また、児童の活動の努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- イ 小さな善行を賞賛する取組（すてきだねシール）や職員や地域の推薦により児童の善行を認める場（美山賞）を設定し、児童の自己肯定感や自己有用感の育成を図る。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（2）いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケート（ハートアンケート）や教育相談を定期的（6月、9月、1月の年3回）に実施し、見

えないところでの被害の発生や児童の小さなサインを見逃さないように努める。

- イ 全校職員でこどもを語る会を、毎月職員会後に実施し、情報の共有を図り、その内容を明確に記録しておく。
- ウ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- エ いじめ相談電話等の外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- オ 通学団会（年2回）とミニ通学団会（年4回）を行い、通学団でのいじめの早期発見に努める。
- カ いじめのサイン発見チェックシートを教職員と保護者に年2回（6月・11月）に実施し、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを発見・通報を受けたら、早期相談票を活用し、すぐに「いじめ対策委員会」に報告し、情報の共有化を図り、組織的に対応する。保護者とも連絡を取り合い、協力のもと解決を図るようにする。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、保護者とよく相談し、外部専門家（スクールソーシャルワーカーとも連携しながら、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の外部専門機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだ（解決）と判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、重大事態の対応フロー図に基づいて対応する。
- (2) 教育委員会の指示を受けて、関係者と連絡をとり、事件発生に至る詳細な事実収集に努め、調査するとともに「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

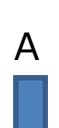
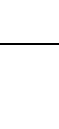
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（年2回7月、12月）及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（11月）し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 校外研修のいじめに関する研修を、伝達講習として校内研修で扱う。

<取組の年間計画>

	いじめ対策委員会 不登校対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P 	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○児童情報の引き継ぎ会（情報の共有） ○いじめ対策委員会 ○不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談室やSCの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○通学団会 ○ミニ通学団会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○健康診断 	<ul style="list-style-type: none"> ○育友会総会で「学校いじめ防止基本方針」や対応についての説明 ○個別懇談会
5月	D 		<ul style="list-style-type: none"> ○第1回なかよし活動（異年齢集団活動） ○情報モラル指導（ネットモラル） 		<ul style="list-style-type: none"> ○HPで「学校いじめ防止基本方針」を公開 ○公開授業 ○学校運営連絡協議会
6月	C 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員・保護者による「いじめサインの発見チェックシート」実施 ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権を考える集い ○第2回なかよし活動 ○みやま3S大作戦 ○キャンプでのグループ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○「ハートアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間 ○全教職員・保護者による「いじめサイン発見シート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業
7月	A 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 ○校内OJT研修 			<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会
8月	P 	<ul style="list-style-type: none"> ○中間評価→検証 ○現職研修（ケーススタディ） ○いじめOJT研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○全校出校日での児童觀察 		
9月	D 	<ul style="list-style-type: none"> ○不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミニ通学団会 	<ul style="list-style-type: none"> □市のいじめ調査 ○ハートアンケート ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業
10月		<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回なかよし活動 ○運動会の演技 		
11月	C 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員・保護者による「いじめサインの発見チェックシート」実施 ○いじめ対策委員会 ○いじめOJT研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間（道徳授業・いじめ防止標語の活用） ○みやま3S大作戦 ○ミニ通学団会 	<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員・保護者による「いじめサイン発見シート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への学校評価アンケート
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○赤い羽根募金活動 ○第4回なかよし活動 ○修学旅行でのグループ活動 		<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会
1月	A 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価に、環境づくりや早期発見、面談、研修などの項目を記載 ○不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○ミニ通学団会 ○お年玉募金活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○身体測定 ○ハートアンケート ○教育相談週間 	
2月		<ul style="list-style-type: none"> ○自己評価 ○いじめ対策委員会 ○校内研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回なかよし活動（異年齢集団活動） ○保健指導（心の健康） 		<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業 ○学校運営連絡協議会 ○1年間の評価を行う。
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会の評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ○6年生を送る会 ○ありがとうの花チャレンジ ○通学団会 	<ul style="list-style-type: none"> □文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査 	
通年	P へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもを語る会（毎月） ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○児童会・委員会活動の充実 ○分かる授業の充実 ○美山賞の授与 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康観察の実施 ○SC・心の相談員による相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○あいさつ運動 ○育友会・民生委員（年10回）